

○ 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター協力教員に関する内規

平成29年6月14日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）規程第9条の2に定める協力教員に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 協力教員の選考は、センター長がセンターが実施する事業（以下「事業」という。）の遂行上必要と認める協力教員候補者（以下、「候補者」という。）を教育学域長に推薦の上、大学院総合研究部教育学域運営会議（以下「学域運営会議」という。）の議を経て行う。

2 センター長は、候補者を推薦する際、当該候補者が所属する講座等の長に承諾を得なければならない。

(委嘱期間及び協力内容等)

第3条 協力教員の委嘱期間及び協力内容については、センター長が教育学域長に候補者を推薦する際に明示するものとする。

2 協力教員が事業に携わる際は、当該教員の本務に支障が生じないように配慮しなければならない。

(委嘱の通知)

第4条 協力教員の委嘱については、学域運営会議において当該候補者の選考が承認されたことをもって確定するものとし、原則として、教育学域長から候補者への文書による通知は行わないものとする。

(内規の改正)

第5条 この内規を改正しようとするときは、学域運営会議の議を経なければならない。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、協力教員に関し必要な事項は、学域運営会議の議を経て教育学域長が定める。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。